

提供年月日	令和3年8月18日
担当部課 連絡先	政策調整部 財政課 077-587-6069 総務部 総務課 077-587-6038

令和3年第3回野洲市議会定例会提出案件について

■日程 会期日程のとおり（25日間）

■案件 議案27件

内訳：決算認定	10件
補正予算	7件
条例	4件
その他	5件
人事	1件

1 決算認定 10件

- 議第59号 令和2年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議第60号 令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第61号 令和2年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第62号 令和2年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第63号 令和2年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第64号 令和2年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第65号 令和2年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第66号 令和2年度野洲市水道事業会計決算の認定について
- 議第67号 令和2年度野洲市下水道事業会計決算の認定について
- 議第68号 令和2年度野洲市病院事業会計決算の認定について

2 補正予算 7件

- 議第69号 令和3年度野洲市一般会計補正予算（第4号）

①予算額

- ・補正前予算額 22,568,854千円
- ・補正額 816,522千円
- ・補正後予算額 23,385,376千円

②補正の概要

【歳入】

- ・減収補てん特例交付金の決定（5,000 千円）、普通交付税の決定（384,837 千円）及び臨時財政対策債発行額の決定（77,458 千円）
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（3次分）の計上（36,891 千円）
- ・公共施設等整備基金取り崩しの取りやめ（△100,000 千円）
- ・令和2年度国民健康保険事業の決算確定による国民健康保険事業特別会計からの繰入金
の計上（8,981 千円）
- ・令和2年度介護保険事業の決算確定による介護保険事業特別会計からの繰入金の計上
（49,007 千円）

【歳出】

- ・令和2年度決算剰余金の1/2相当額を財政調整基金へ積立て（400,000 千円）
- ・工業団地等整備事業特別会計への繰出金の計上（280,000 千円）
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業費の計上（60,488 千円）
- ・令和2年度子ども・子育て支援交付金精算に伴う国庫返還金の計上（16,140 千円）

□議第70号 令和3年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

①予算額

- ・補正前予算額 4, 7 2 6, 9 5 1 千円
- ・補正額 7 8, 5 2 0 千円
- ・補正後予算額 4, 8 0 5, 4 7 1 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・収支の調整財源として令和2年度繰越金の計上（51,879 千円）
- ・令和2年度滋賀県国保保険給付費等交付金精算に伴う国保連合会からの返還金の計上
（24,893 千円）

【歳出】

- ・令和2年度決算剰余金の1/2相当額を国保財政調整基金へ積立て（40,000 千円）
- ・令和2年度滋賀県国保保険給付費等交付金精算に伴う普通交付金返還金の計上
（26,883 千円）
- ・令和2年度災害臨時特例補助金（新型コロナウイルス感染症対応分）返還金の計上
（1,657 千円）

□議第71号 令和3年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

①予算額

- ・補正前予算額 6 4 0, 3 7 9 千円
- ・補正額 1 4, 5 2 5 千円
- ・補正後予算額 6 5 4, 9 0 4 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・令和2年度決算に伴い余剰となる一般会計繰入金（職員給与費分及び事務費分）を減額（△2,583千円）
- ・令和2年度決算の剰余金を計上（17,108千円）

【歳出】

- ・後期高齢者医療広域連合納付金の増額（14,525千円）

□議第72号 令和3年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

①予算額

- ・補正前予算額 4,710,540千円
- ・補正額 194,272千円
- ・補正後予算額 4,904,812千円

②補正の概要

【歳入】

- ・介護給付費の額確定に伴う追加交付金（国庫支出金）の計上（7,237千円）
- ・介護給付費の額確定に伴う追加交付金（県支出金）の計上（8,877千円）
- ・令和2年度決算剰余金の計上（172,215千円）

【歳出】

- ・令和2年度決算剰余金から返還額等を差し引いた額を介護保険給付費準備基金へ積立て（123,768千円）
- ・令和2年度介護給付費・地域支援事業費の額の確定に伴う負担金等の返還金を計上（21,497千円）

□議第73号 令和3年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）

①予算額

- ・補正前予算額 43,296千円
- ・補正額 6,799千円
- ・補正後予算額 50,095千円

②補正の概要

【歳入】

- ・令和2年度決算剰余金の計上（6,799千円）

【歳出】

- ・令和2年度決算剰余金を墓地公園整備基金へ積立て（6,799千円）

□議第74号 令和3年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）

①予算額

- ・補正前予算額 615,087千円
- ・補正額 △4,973千円
- ・補正後予算額 610,114千円

②補正の概要

【歳入】

- ・ 利率減及び繰入金に伴う地域開発事業債借換債の減額（△285,000 千円）
- ・ 一般会計繰入金の計上（280,000 千円）

【歳出】

- ・ 借換債利子確定に伴う不用額の減額（△4,973 千円）

□議第 75 号 令和 3 年度野洲市病院事業会計補正予算（第 2 号）

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔収入〕〔支出〕それぞれ

- ・ 現計予算額 3,008,020 千円
- ・ 補正予算額 17,951 千円
- ・ 補正後予算額 3,025,971 千円

【資本的収入及び支出】

〔収入〕

- ・ 現計予算額 410,240 千円
- ・ 補正予算額 130,000 千円
- ・ 補正後予算額 540,240 千円

〔支出〕

- ・ 現計予算額 475,283 千円
- ・ 補正予算額 130,000 千円
- ・ 補正後予算額 605,283 千円

②補正の概要

【収益的収入】

- ・ 新型コロナワクチン接種支援業務市委託金の増額（17,951 千円）

【収益的支出】

- ・ 新型コロナワクチン接種支援業務に必要となる職員手当（15,592 千円）、診療材料費（643 千円）及び廃棄物処理委託料等（1,716 千円）の増額

【資本的収入】

- ・ 医療機器等整備費として病院事業債を増額（130,000 千円）

【資本的支出】

- ・ 医療機器等整備費（CT装置、ナースコール設備）の増額（130,000 千円）

3 条例制定・改廃 4 件

□議第 76 号 野洲市税条例の一部を改正する条例

産業競争力強化法等の一部を改正する法律及び特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律が公布されたこと等により、所要の改正を行う。

- ・附則第 10 条の 2 法改正に伴う法附則第 15 条第 46 項に規定する市町村の条例で定める割合の新設。その他、法改正に伴う所要の改正。

施行日 公布の日

□議第 77 号 野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例

大津湖南都市計画区域が令和 3 年 3 月 30 日に都市計画決定（変更）され、課税区域として定めていた市街化調整区域の一部が市街化区域に編入されたこと、また地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、所要の改正を行う。

- ・第 2 条 市街化調整区域の地区計画区域として課税対象区域に指定していた「細流の郷」「小篠原台」「篠原駅前」「西河原字上ダイ地区」の 4 地区について、市街化区域に編入されたため、第 2 条第 1 項第 2 号の規定を改正。
- ・附則第 2 項～第 4 項 法改正による条ずれに伴う改正。
- ・附則第 6 項～第 11 項 法改正に伴う所要の改正。【宅地等に対して課する令和 4 年度分及び令和 5 年度分の都市計画税の特例】
- ・附則第 12 項 法改正による条ずれに伴う改正。
- ・附則第 13 項～第 15 項 法改正に伴う所要の改正。【市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例に関する読替え規定】
- ・附則第 16 項～第 17 項 法改正による条ずれに伴う改正。

施行日 公布の日

□議第 78 号 野洲市まちづくり寄附条例の一部を改正する条例

令和 3 年 10 月 1 日からふるさと納税の取組を新たに開始するに当たり、寄附者に対し寄附金の使途（事業区分）をより分かりやすく明示及び追加する改正を行う。

- ・第 2 条 寄附金の使途（事業区分）を明確にするため、各事業の条文の末尾に寄附金の使途の分野が分かる名称を付加するとともに、新たに住環境の整備に係る寄附金の使途を追加。

施行日 令和 3 年 10 月 1 日

□議第 79 号 野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例

開発行為に伴い帰属を受けた地域ふれあい公園 1 箇所を新たに追加するため、所要の改正を行う。

- ・別表中 「上ダイ公園」を追加

施行日 公布の日

4 その他 5 件

□議第 80 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（こどもの家）

指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

①公の施設の名称

野洲第一こどもの家
野洲第二こどもの家
野洲第三こどもの家
野洲第四こどもの家
野洲第五こどもの家
野洲第六こどもの家
野洲第七こどもの家
三上第一こどもの家
三上第二こどもの家
北野第一こどもの家
北野第二こどもの家
北野第三こどもの家
北野第四こどもの家
祇王第一こどもの家
祇王第二こどもの家
祇王第三こどもの家
祇王第四こどもの家
祇王第五こどもの家
祇王第六こどもの家
篠原第一こどもの家
中主第一こどもの家
中主第二こどもの家
中主第三こどもの家
中主第四こどもの家
篠原第二こどもの家

②指定管理者

社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会

③指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

□議第81号 市道路線の認定について

次の市道路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

路線名	認定理由
かみ 上ダイ1号線 <small>かみ 上ダイ1号線</small>	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定
かみ 上ダイ2号線 <small>かみ 上ダイ2号線</small>	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定
かみ 上ダイ3号線 <small>かみ 上ダイ3号線</small>	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定

かみ 上ダイ4号線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定
ろくじょうこうじょうだんち 六条工場団地7号支線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定
にしのかわら 西ノ川原19号線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定

□議第 82 号 令和 2 年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 2 年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金 230,319,772 円のうち 100,000,000 円を更新事業の財源に充てるため建設改良積立金に積み立て、建設改良費に使用した 28,034,119 円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

□議第 83 号 令和 2 年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 2 年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金 381,377,138 円のうち 100,000,000 円を企業債償還の財源に充てるため減債積立金に積み立て、企業債償還のため使用した 200,000,000 円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

□議第 84 号 令和 2 年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 2 年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金 651,164,311 円のうち、160,000,000 円を企業債償還に充てるため減債積立金に積み立て、66,000,000 円を将来の欠損に備えるため利益積立金に積み立て、100,000,000 円を建設改良費等の財源に充てるため建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

5 人事案件 1 件

□議第 85 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
もり 森 清章		

※任期 令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日

令和3年第3回野洲市議会定例会会期日程

(会期25日間)

月 日	曜日	開議時刻	種 別	摘 要	
8月	24日	火	午前9時	本会議	上程議案の提案説明、決算特別委員会の設置
			本会議休憩中	委員会	決算特別委員会
	25日	水		休 会	
	26日	木		休 会	
	27日	金		休 会	
	28日	土		休 会	
	29日	日		休 会	
	30日	月		休 会	
	31日	火	午前9時	本会議	上程議案に対する質疑、委員会付託、一部討論・採決、一般質問
			本会議終了後	委員会	決算特別委員会
委員会終了後			委員会	予算常任委員会	
9月	1日	水	午前9時	本会議	一般質問
	2日	木	午前9時	本会議	一般質問(予備) ※一般質問が1日で終了した場合は、開催しません。
			本会議終了後		会派代表者会議
	3日	金		休 会	
	4日	土		休 会	
	5日	日		休 会	
	6日	月	午前9時	委員会	決算特別委員会分科会(総務分科会)
			分科会終了後		予算常任委員会分科会(総務分科会)
	7日	火	午前9時	委員会	決算特別委員会分科会(文教福祉分科会)
			分科会終了後		予算常任委員会分科会(文教福祉分科会)
	8日	水	午前9時	委員会	決算特別委員会分科会(環境経済建設分科会)
			分科会終了後		予算常任委員会分科会(環境経済建設分科会)
	9日	木	午前9時	委員会	総務常任委員会
			午後1時		文教福祉常任委員会
	10日	金	午前9時	委員会	環境経済建設常任委員会
			午後1時		会派代表者会議
	11日	土		休 会	
12日	日		休 会		
13日	月		休 会		
14日	火	午前9時	委員会	決算特別委員会	
		委員会終了後	委員会	予算常任委員会	
15日	水	午前9時	委員会	議会運営委員会	
		午前10時	協議会	全員協議会	
16日	木		休 会		
17日	金	午前9時	委員会	議会運営委員会	
		午前10時	協議会	全員協議会	
		午後1時	本会議	委員会審査結果報告、同報告に対する質疑、討論、採決	
		本会議終了後		議会だより編集委員会	